

令和2年度 第4回あさぎり町農業委員会総会議事録

|   |  |                   |       |      |        |       |
|---|--|-------------------|-------|------|--------|-------|
| 招集年月日   | 令和2年7月10日(金)   |                   |       |      |        |       |
| 招集の場所   | あさぎり町役場2F大会議室  |                   |       |      |        |       |
| 開閉会日時<br>及び宣告   | 開会   | 令和2年7月10日 午後1時30分 |       |      | 会長     | 杉下 和治 |
|   | 閉会   | 令和2年7月10日 午後2時10分 |       |      | 会長     | 杉下 和治 |
| 応(不応)招委員<br>及び出席並びに<br>欠席委員<br><br>出席 24名<br>欠席 2名<br>○(出席)<br>×(欠席)<br>△(遅刻) | 議席番号   | 氏名                | 出欠等の別 | 議席番号 | 氏名     | 出欠等の別 |
|   | 1  | 深松 守              | ○     | 14   | 的射場 洋一 | ○     |
|   | 2  | 橋口 丈一             | ○     | 15   | 石山 孝史郎 | ○     |
|   | 3  | 中村 金一             | ×     | 16   | 落合 武士  | ○     |
|   | 4  | 村田 新一             | ○     | 17   | 井手 久美子 | ○     |
|   | 5  | 吉田 利明             | ○     | 18   | 廣瀬 孝喜  | ○     |
|   | 6  | 城本 康志             | ○     | 19   | 樅木 徹郎  | ○     |
|   | 7  | 藤本 勇二             | ○     | 20   | 濱田 定武  | ○     |
|   | 8  | 松本 廣幸             | ○     | 21   | 宮原 久子  | ○     |
|   | 9  | 上野 勇一郎            | ○     | 22   | 福永 高嗣  | ○     |
|   | 10   | 恒松 純生             | ○     | 23   | 林田 樞臣  | ○     |
|   | 11   | 豊永 安茂             | ×     | 24   | 平川 勇   | ○     |
|   | 12   | 田崎 洋一郎            | ○     | 25   | 重信 洋一  | ○     |
|   | 13   | 多田 喜一郎            | ○     | 26   | 杉下 和治  | ○     |
| 議事録署名委員   | 5番 吉田 利明                      6番 城本 康志   |                   |       |      |        |       |
| 出席した<br>農業委員会職員   | 事務局長 山本祐二              課長補佐 高田真之   |                   |       |      |        |       |
| 議事日程  | 日程第1 会議録署名委員の指名<br>日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について<br>日程第3 報告第2号 許可不要転用届について<br>日程第4 報告第3号 農地所有適格法人報告書の提出について<br>日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について<br>日程第6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について<br>日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について<br>日程第8 議案第4号 農地利用集積計画(第7回)の決定について<br>日程第9 議案第5号 あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について |                   |       |      |        |       |

開会 午後1時30分

- 農業委員会事務局長（山本 祐二君） 起立をお願いします。礼。着席ください。ただいまから令和2年度第4回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御あいさつをお願いします。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 皆さんこんにちは。先日の県南豪雨、人吉市を中心とした豪雨で、大変な甚大な被害が出ております。皆様におかれましてはですね、農作物、また家屋等の損害被害を受けられた方もおられると思います。改めまして、お見舞いを申し上げたいと思います。そしてまたこれからもですね、大きな被害があるかもしれませんので、十分注意されて、過ごさせていただきたいと思います。本日はですね、3番中村金一委員、11番豊永安茂より欠席届が出ております。出席委員は26名中24名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。  
これより議事に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、5番、吉田利明委員。6番、城本志委員を指名いたします。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第2、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の説明を求めます。
- 農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい、それでは報告いたします。資料2ページ左側をごらんください。今回は5件の合意解約となっております。申請番号47番から51番が、所有権移転のためとなっております。以上で報告を終わります。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので以上で報告第1号を終わります。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第3、報告第2号、許可不要転用届についての報告を行います。事務局の説明を求めます。
- 農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい、報告第2号許可不要転用届について説明します。今回は1件について報告します。資料は2ページ右側からになります。申請番号1番について、町内の個人の方で、台帳、現況、ともに田。一筆で面積は63平米のうち、全部の63平米。200平米以内の許可不要の面積に合致しております。農作業小屋として必要な設備として、許可不要届を提出されているものです。現地に関しては、きょう、現地調査班第2班と一緒に、他の3条から5条の申請と一緒に見てまいりました。国道219号線沿いで、ディスカウントドラッグコスモスあさぎり店の国道向かい側になります。周囲への影響等はないと考えられることから、許可不要と判断しました。以上、報告を終わります。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第2号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第2号を終わります。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、報告第3号、農地所有適格法人適格要件届出書の提出についてを報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい、それでは報告いたします。資料は5ページ左側から6ページ目をごらんください。今回は1件の届け出が提出されております。設立年月日は平成28年6月1日。経営内容は、生乳生産などです。以上で報告を終わります。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第3号を終わります。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- 農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい、2は議案第1号農地法第3条の許可申請について説明します。

資料は7ページからになります。今回は3件の審議をお願いいたします。申請番号10番ですが、資料は7ページ右側から10ページになります。譲り渡し人譲受人は主に町内の個人の方です。移転する土地としましては2筆で、地目は台帳現況ともに畑、面積が合計3,596平米となっております。移転する契約としましては、売買による所有権移転で、金額は全体で25万円となっております。譲受人は申請地に苗木を作付予定です。

次に、申請番号11番ですが、資料は11ページから14ページになります。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地としましては、一筆で地目は、台帳、現況ともに田です。面積は13㎡となっております。移転する契約としては、売買による所有権移転で、全体で金額は1,000円となっております。譲り受け人は申請地に苗木を作付される予定です。

次に、申請番号12番ですが、資料は14ページから17ページになります。譲り渡し人は、町内の個人の方、譲受人は町外の個人の方です。移転する土地としましては、一筆で、地目は、台帳、現況とも田です。面積は1,231平米となっております。移転する契約としましては、売買による所有権移転で、10アール当たり60万円という金額です。譲受人は申請地に牧草を作付される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしているものと考えます。審議方よろしくお願ひします。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班、第2班の現地調査がありましたので、申請番号10番の案件について、25番委員の重信委員より、申請番号11番の案件について、23番委員の林田委員より、申請番号12番の案件について、21番委員の宮原委員より報告をお願いします。

◎25番委員(重信 洋一君) 25番重野です。報告いたします。午前中に行きまして、場所はですね、石坂の裏通りになっている所ですが、牧草をつくってありまして、畑はきれいにしてあります。そして、なんら問題ないと思います。皆さんの審議方よろしくお願ひします。

◎23番委員(林田 樫臣君) 23番林田です。11番の案件について報告をいたします。資料は11ページから14ページ左側になります。13ページをあけてみてください。地図がですね、地図がちょっと違う、すいません。14ページをあけてください。ちょっと地図が小さいんですけども、コスモスあさぎり店の国道を挟んで向かい側になります。現状ですね、苗木が植えられておりましてその一角になります。何ら問題がないと見てきました。よろしくお願ひします。

◎21番委員(宮原 久子君) 21番宮原です。申請番号12番の案件について説明いたします。資料は14ページから17ページです。場所は48号線、多良木湯前線を岡原方面へ向かい、あさぎりホームを過ぎましたところから百太郎溝を超えて、2枚目の圃場です。現在ロール置き場となっております。これまで、貸借で耕作されていましたが、今回売買されます。町外の方でございまして、隣接します牛舎もこの方が経営されております。この圃場にイタリアン、そしてきちんとしたロール置き場をつくれるそうです。御審議方よろしくお願ひいたします。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。最初に申請番号10番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい。質疑なしと認めます。申請番号10番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号10番の案件については原案のとおり決定いたしました。

次に申請番号11番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい。質疑なしと認めます。申請番号、11番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を

お願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号11番の案件については原案のとおり決定いたしました。

次に、申請番号12番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい、質疑なしと認めます。申請番号12番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号12番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第6、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい、農地法第4条の許可申請について説明いたします。資料は18ページからになります。今回は1件の審議をお願いします。申請番号1番ですが、資料は、18ページの右側から23ページになります。申請人は町内の個人の方です。今回は3年前に営農型太陽光発電施設の許可を受け、3年更新となった一時転用の許可申請です。転用する土地としましては、一筆で地目は台帳現況ともに田。転用面積が1,718平米のうち、支柱の部分1.92平米となっております。21ページから営農計画書、資金計画書自己資金の残高証明等を掲載しております。なお、資金計画書の金額及び通帳の写しは、本計画を断念した場合の、施設の撤去費用を捻出する資金力があるかを証明するものでございます。作物としてはカミサカキを植えられており、現在3年目、出荷を5年目以降と計画されており、現在育成中のようなので、一時転用としては3年間の更新許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班、第2班の現地調査がありましたので、申請番号1番の案件について、16番委員の落合委員より報告をお願いします。

○16番委員（落合 武士君） はい、16番、落合です。申請番号1番ですが、ページは18ページ右から、23ページ左となります。20ページをごらんください。場所ですが、国道219号線五本松、青木運輸北から約200メートル離れたところに申請地があります。午前中、現地調査で行きましたところ、雑草が膝丈ぐらいまで生えており、カミサカキはパネルの際に植えておられました。見た限りでは管理があまりされてないように思われました。この案件は更新の申請ということですので、皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号1番の案件について、質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） 私から補足をさせていただきたいと思いますが、今落合委員おっしゃられたとおり、通常であれば何も問題ないものと思います、よろしくをお願いします、というふうに、言われるのかなと思ったんですが現地を見られた方、それから、現場の担当委員の的射場委員も一緒に同席といえますか、現場で確認しました。落合委員おっしゃるとおりですね。若干といいますか少しこう、生え方、育成の仕方が弱いというか、ちゃんと管理されてるのかなというふうな部分が見受けられました。その農地自体も草がちょっと繁茂してて、ちょっと管理がよくできてないなというふうなふうに多分皆さんも感じられたかと思います。私から提案するのも何なんです、皆様のほうがよければ、一応今回の3年間の更新というものは5年目に出荷予定ということですので、あと2年あります。で、ことし、来年、を見据えてやはり指導をちゃんとしていかなければいけないというふうに、私どももそれから帰りがけの車の中でも委員さんと話をしたところ、現地調査の帰りに、申請者の御兄弟だと思んですけど、上地区の榎田にも同じような営農型太陽光発電があります。非常にミョウガとサカキが、きれいに育っているところがあります。土地が悪いのか管理の仕方が悪いのかわかりませんが、そういった指導も含めてですね、農業委員会のほう

でも、きちんとしていくということを条件に、更新をしたらどうかというふうな意見が大半でございましたので、それで御異議なければ、そういった旨、何らかの形で御本人さんには指導というのはちょっとおこがましいですが、少しそういったお話をさせていただければというふうに思います。会長のほうから諮っていただければと思います。よろしくをお願いします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） この案件についてはですね、申請人の方を御存じの方は、もし会われたときには、アドバイスなり指導なりしていただきたいと思います。県のほうにですね報告しなければなりませんので、今回のはよしとして、2年後3年後が問題となりますので、御存じの方があれば、助言なり、お願いしたいと思います。それではこの申請番号1番の案件について採決したいと思います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号1番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第7、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい。農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は23ページからになります。今回は3件の審議をお願いいたします。申請番号7番ですが、資料は24ページから28ページになります。譲り渡し人は町外の個人の方、譲受人は町内の個人の方です。転用する土地としましては2筆で、地目は台帳現況ともに畑、転用面積が合計6,622平米となっております。転用する内容としては、売買による所有権移転で、金額は全体で1,300万円です。転用の目的は資材置き場でございます。25ページの地図をごらんください。申請地の位置については後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、10ヘクタールを超える農地に囲まれた一種農地です。1種農地には不許可の例外というのが幾つかあり、その一つに、周辺の地域に居住する者の業務上必要な施設ということで、資材置き場への転用は可能と判断しました。前回も、この申請に関しては御協議をいただいているというふうに前担当者から聞いておりますが、今回の方は、免田地区に居を構えられております。昨年、同じ地区から今井、堀の角地区付近の資材置き場を同一集落ということでこの農業委員会で協議していただいて認めた経緯があります。そこから住宅が連たんしている、堀の角から免田吉井付近を一つの集落と住宅が連担している集落と見て同じ居住地内に居を構えるところと、いうことで許可したものであります。26ページから事業計画書、資金計画書、融資証明等を掲載しております。申請人は周辺地区の区長からの承諾書を提出され、いただいております、周辺農地への影響もなく、許可相当と判断をいたしました。

次に、申請番号8番ですが、資料は29ページから34ページになります。譲り渡し人、譲受人はともに町内の個人の方です。転用する土地としましては一筆で、地目は台帳現況ともに畑、転用面積が491平米となっております。転用する内容としては、売買による所有権移転で、金額は全体で500万円です。転用の目的は個人住宅です。ここは、昨年1度、別の法人が建て売り住宅で許可を得ておりますが、今回29ページにあるように、計画変更の申請が出されております。31ページの地図をごらんください。申請地の位置については後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、10ヘクタール未満の区域内内にある、第2種農地です。役場から500メートル以内で宅地が連たんしているということで、住宅への転用は可能です。32ページから事業計画書、資金計画書等を掲載しております。申請人は代替地も検討され、隣接地主からの承諾書も提出され、周辺農地への影響もなく、許可相当と判断いたしました。

次に、申請番号9番ですが、資料は34ページから39ページになります。譲り渡し人は町外の個人、譲受人は町内の個人の方です。転用する土地としましては一筆で、地目は現況台帳ともに畑、転用面積が22

1平米となっております。転用する内容としては、売買による所有権移転で、すいません売買ではなく、無償譲渡です。失礼しました。転用の目的は駐車場です。36ページの地図をごらんください。申請地の位置については後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、10ヘクタール未満の区域内にある第2種農地です。小集団で生産性の低い農地、という項目があります。よって駐車場への転用は可能です。37ページから事業計画書、資金計画書等を掲載しております。申請人は代替地も検討され、周辺農地への影響もなく、許可相当と判断いたしました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班、第2班の現地調査がありましたので、申請番号7番の案件について、25番委員の重信委員より、申請番号8番の案件について、23番委員の林田委員より、申請番号9番の案件について、10番委員の恒松委員より報告をお願いします。

○25番委員（重信 洋一君） 25番重信です。報告します。場所はですね、皆さん何遍も出向いて、行ってらっしゃいます。上総合体育館のちょっと上の種村牧場の上になります。前に行ってもらった時にプレハブとがいろいろ設置してありましたが、今撤去してあります。そして現在のところ、セイタカアワダチ草が少々出ておまして、竹が真ん中辺にまたここ何年かすれば、藪になってしまうような感じがする様子で、この機会に許可した方が、いいんじゃないかと思うて見てきました。皆さんの御意見ををお願いします。終わります。

○23番委員（林田 樫臣君） 23番林田です。8番の案件について説明を行います。資料は29ページから34ページ左側になります。31ページの地図をごらんください。元免田中学校から東に行った、農地になります。前回ですね事務局から説明があったとおり、1度、許可申請がおりた農地になりますので、また住宅地の一角ということで、問題はないというふうに見てきました。審議方よろしくをお願いします。

○10番委員（恒松 純生君） 10番恒松です。申請番号9番について説明いたします。ページは34ページから39ページです。場所は、免田ハロー店より上村方面に800メートルぐらい行ったところを右側に、古い住宅がありまして、リフォームされております。住宅の前の221平米が畑で、現状は短い草が生えておりました。無償贈与というような形になっております。問題ないと思いますので、皆さんの審議方よろしくをお願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。最初に申請番号7番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。申請番号7番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号7番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、申請番号8番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。申請番号8番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。賛成多数です。したがって、申請番号8番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に申請番号9番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。申請番号9番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号9番の案件については原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第8、議案第4号、農用地利用集積計画（第7回）についてを議題

とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。それでは、利用権設定にかかわる部分について説明いたします。資料は41ページ左側からごらんください。申請番号281番から285番は、期間満了に伴う貸借権の再設定です。申請番号286番から288番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号289番から293番は新規の貸借権の設定です。申請番号294番から295番は新規の使用貸借権の設定です。続きまして、所有権移転にかかわる分について説明をいたします。資料は41ページ右側をごらんください。今回の申請は9件で、申請番号39番から43番は、相手方の要望により、熊本県農業公社が買入れをするものです。申請番号44番から47番は、公社が買入れた土地を売り渡すものです。次に売買価格についてですが、申請番号39番の買入れ価格は10アール当たり40万円です。申請番号40番から41番までの買入れ価格は、ともに10アール当たり65万円です。申請番号42番から43番までの買入れ価格は、ともに10アール当たり50万円です。申請番号44番の売り渡し価格は、10アール当たり20万5,000円です。申請番号45番から46番までの売り渡し価格は、ともに10アール当たり51万2,500円です。申請番号47番の売り渡し価格は、10アール当たり71万7,500円です。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。42ページ右側から47ページにかけて申請地区利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積計画総括表をあわせて載せてあります。なお、申請位置図は39番から43番の農地のみ掲載しております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第4号農用地利用集積計画（第7回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これから議案第4号農用地利用集積計画（第7回）について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第9、議案第5号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい、それでは説明いたします。資料は48ページ左側からごらんください。あっせん譲り受け等候補者名簿への登録申請について、今回2件の申請が上がっております。申請番号1番の経営面積は約479アール、経営形態は酪農、和牛となっております。申請番号2番の経営面積は793アール、経営形態は酪農となっております。町のあっせん基準の中では、その他経営類型に該当し、経営面積196アール以上の要件を満たしていますので、申請番号1から2は適正と考えております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第5号あっせん譲受等交付者名簿への登録申請についての説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。これから、議案第5号あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを採決します。賛成の方は挙手を求めます。はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。令和2年度あさぎり町農業委員会第4回総会を閉会いたします。

○●農業委員会事務局長（山本 祐二君） 御起立願います。礼。

閉会 午後2時10分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

令和2年8月11日

あさぎり町農業委員会          会 長          杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員      5番 吉田 利明

あさぎり町農業委員会 署名委員      6番 城本 康志